

長崎県の最低賃金

長崎県 最低賃金	1時間 821円 効力発生日 令和3年10月2日	長崎県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む)とその使用者に適用されます。 ただし、下記の業種については、「特定最低賃金」が適用されます。
-------------	---------------------------------------	--

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

特定最低賃金	最低賃金額(1時間)	適用範囲等
	効力発生日	
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875円 令和元年12月7日 令和2・3年度の改正はありませんでした。	1 適用範囲 (1)はん用機械器具製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。) (2)生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く。)(農業用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。) 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ③書類等の事業所内集配又は複写の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864円 令和3年12月29日	1 適用範囲 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。) (2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) (3)情報通信機械器具製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
船舶製造・修理業、船用機関製造業	875円 令和元年11月29日 令和2・3年度の改正はありませんでした。	1 適用範囲 船舶製造・修理業、船用機関製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) 書類等の事業所内集配又は複写の業務
適用除外(3業種共通)	上記のほか次の労働者には「長崎県最低賃金」が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	

※1 最低賃金には次の手当は算入されません。
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

※2 特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される「純粋持株会社」が含まれます。

金原事務所のホームページをご覧ください!!

弊所ではより簡便に、より迅速にみなさまへの情報提供を行うため、ホームページを開設いたしました。
これまで以上にみなさまのお役に立てる情報を発信していきたいと考えておりますので、所報とあわせてご高覧いただけますと幸いです。



〈ホームページURL〉
<https://kanahara-sr.jp>

令和四年一月発行

一月号

発行所

社会保険労務士法人 金原事務所
長崎市興善町四番二号
TEL(八三三)三九〇〇番
FAX(八三三)八七九二番

所報
かなはら

No.775

令和4年 1月

社会保険労務士法人
金原事務所

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

- 健康保険証としてずっと使える!**
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。
※保険者への加入の届出は引き続き必要です。
- 医療保険の資格確認がスピーディに!**
カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。
speedy
- 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!**
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成制度は除きます。
- 健康管理や医療の質が向上!**
マイナポータルで薬剤情報や特定健診情報を閲覧できます。
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報を医師等と共有できます。
- 医療保険の事務コストの削減!**
医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。
Cost reduction
- マイナンバーカードで医療費控除も便利に!**
マイナポータルで、ご自身の医療費情報を確認できます。
また、令和3年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。

令和三年中は、大変お世話になりました。
令和四年も、よろしくお願い申し上げます。

令和4年の関連法改正の概要

施行月	種 別	改 正 内 容	概 要	施行月	種 別	改 正 内 容	概 要
1月	雇用	マルチジョブホルダー制度の新設	複数事業所で勤務する65歳以上の労働者であり、うち2か所での労働時間の合計が週20時間以上となる者は本人の申出により雇用保険の適用を受けることができます	4月	厚年	年金受給開始時期の選択肢の拡大	繰り上げ受給の際の減額率の低下、繰り下げ受給の上限年齢の引き上げられます(最大75歳84%増)
1月	健保	傷病手当金についての改正	傷病手当金の支給期間について、「通算して1年6ヵ月」支給を受けられるようになります	4月	厚年	確定拠出年金の見直し	受給開始年齢が拡大され75歳まで選択可能になる。年金制度に合わせる形で加入可能年齢も引き上げられます(5月から)
1月	健保	任意継続被保険者制度の見直し	加入期間途中での任意脱退が可能になります	4月	厚年	年金手帳の廃止	国民年金手帳の交付から基礎年金番号通知書の送付に切り替わります(手帳自体は当分の間利用可能)
2月	年金 雇用	日・フィンランド社会保障協定	相手国との年金・雇用保険の期間通算が可能となります	4月	情報	個人情報保護法の改正	個人の請求権の拡大や漏洩時の報告義務の強化、罰則の強化等が行われます
4月	労働	パワーハラスメント防止対策の義務化	中小企業においても、規定や指針などでパワハラを明確化することや、相談体制の整備や対応ルールの策定が義務化されます	10月	雇用	育児休業制度の改正	休業を分割して2回まで取得することが可能になる。また、1歳以降の延長時や再取得時の要件が緩和されます
4月	雇用	育児・介護休業の取得要件の緩和	有期契約労働者の休業取得要件について、1年以上の雇用要件の部分を廃止(1歳6ヵ月以降の雇用見込み要件は残ります)	10月	雇用	柔軟な育児休業の枠組みの創設	男性の取得促進へ向けて通常の育休とは別に、子の出生後8週間以内に取得可能な出生時の育児休業(産後パパ育休)が新設されます
4月	雇用	育児休業制度の個別周知等の義務化	労働者から本人または配偶者が妊娠・出産した旨の申出があった場合に、育児休業等の制度案内及び取得意向の確認が義務化されます	10月	社保	社会保険適用者100人超の企業における社会保険の適用拡大	①週20時間以上②賃金月額8.8万円以上③2ヵ月を超える雇用見込み④学生ではないの4項目すべてに該当する者は社会保険の加入対象となります
4月	雇用	一般事業主行動計画(女性活躍)の策定義務範囲の拡大	常時雇用101人以上の企業は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び公表が義務化されます	10月	社保	法律・会計事務を取扱う士業が社会保険の強制適用事業となる	弁護士、税理士、司法書士等の士業で常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所は社会保険の強制適用事業所となります
4月	厚年	老齢厚生年金の在職中の改定	在職中の老齢厚生年金受給者の年金額の再計算は従前、退職時と70歳到達時のみでしたが、あらたに毎年1回定期的に行われるようになります	10月	社保	育児休業期間の社会保険料免除の改正	月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料が免除となります(賞与の保険料免除には1月以上の休業が必要)
4月	厚年	60～64歳の在職老齢年金制度の見直し	年金支給停止の基準額が現在の28万円から65歳以降と同額の47万円に変更となります	10月以降	健保	後期高齢者の窓口負担割合の見直し	変更後の窓口負担は原則1割、一定以上所得者(200万～)2割、現役並み所得者(383万～)3割へ変更されます